

## 文化七年座敷部建立と廣助記録帳(文化七年改訂)

居室部は文化五年に竣工し、二年後の文化七年に座敷部は創建されました。座敷部を文書「記録帳 文化七年改訂」の座敷部創建と関連箇所及びその頃の土地、石高などを紹介します。

### ◆座敷部の紹介

新旧の写真、工事中の写真などを混せて座敷を紹介합니다。

### ◆座敷式台(出入口)と四畳半

文化七年建立の座敷部への入口(式台)は小さく一間幅・奥行は半間程度で、座敷への戸は木製の開戸です。ある人は「これでは勝手口」と言っていました。これは古材の痕跡、他家の作りを参考し、家格レベル別の家屋規定があったとしたの様に聞いています。座敷部の創建から三十五年後の弘化四年、家は文化時代と同じ郷士ですが、三畳ほどの式台を作りました。同じ郷士でも家格レベルが変わるようです。

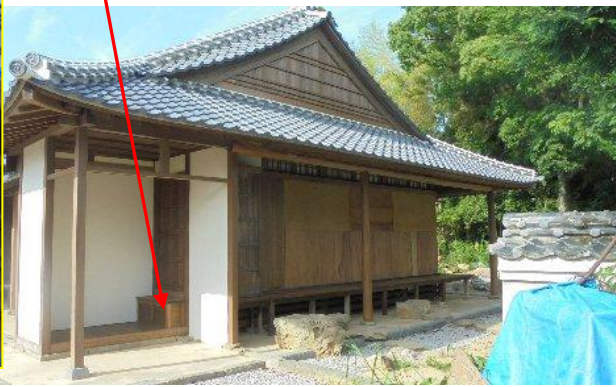
この式台、昭和に南北の風通しが悪いと壁を取除き南と北側に透かしの戸を設けた玄関にしました。縁はありましたが式台がなくなり、上り口が高く踏み台が必要でした。この式台は前述の通り座敷部建立当初はなかったとして復原工事では、古材に痕跡があった押入が復原されています。

居室部と座敷部は以前壁に囲まれた暗い狭く廊下で繋がっていました。復原工事では古材の痕跡に従い四畳半を作り連結しました。その代り、その後に作られた座敷北側の上段の間及び、中庭はなくなりました。四畳半は両側に縁側があり明るい部屋です。西側は軽い玄関(上り口)にもなっています。東側は道具蔵が接近し、座敷部の裏とで囲むように壺状遺構がありました。壺状遺構は埋められています。その用途は現在まで不明ですが、縁に座り考えれば何か浮かぶかも知れません。

座敷と連結する四畳半は居室部建設の文化五年から計画されていたと古材の痕跡から判断されています。そのように居室部と密接な繋がりのある座敷部が二年後の文化七年に建てられたのは何故でしょうか。

座敷部に二面の整地面がありました。一面は現在の座敷部建設のため、その下のもう一面は旧の居室部ではないかと考えています。文化五年に居室部ができ、移り住み旧の居室部を解体し整地したとしても、当初から連結を考えていたとしては二年の空白期間は永いです。

当初は初代覚兵衛の郷士資格で建設を始めましたが、文化四年に覚兵衛が亡くなり、初代が持っていた郷士資格は息子に引き継ぎず財産のみ受取り(後述)、二代目廣助が遠戚弥十郎から郷士職を文化六年に譲受け、建築可となり座敷部の建設が再開された。家格がなかったので座敷部建設は一旦は中断し、文化七年に再開したと考えます。



蛇足ですが、高知では茶室以外半畳の畳を使わないとのことです。前述の四畳半も半畳の畳を使っていません。畳五枚(前頁下中央参照)で出来ています。少し小さめ目の畳が五枚敷かれています。これは番屋の畳の部屋も同じです。また、四畳半で居室部と座敷部が繋がり南北の風通しは良くなりました(前頁左上参照)。

#### ◆ 床の間の白さと壁の黄色

座敷南側の踏石を上げると右正面に上の間、左に次の間の床の間が並んでいます。床の間の壁と床の間の上の蟻壁長押の壁と色が違い、床の間は白、蟻壁長押の壁は現在少し黄色く見えます。

床の間の壁は白和紙の張壁で作られています。佐川の竹村住宅にも張壁がありました。そちらの和紙に模様が描かれていました。安岡家の場合、張壁であった痕跡がありました。張紙にどのような模様があったか資料がありませんので白和紙を張っています。床の間、白和紙は一つの飾りに見え、これを隠すことなく見た方が見栄えがいいとも思っています。釘隠しも同じように痕跡はあるのですが、形状が不明のため取り付けていません。

蟻壁長押の壁は漆喰で、塗った直後のため黄色ですが、時間経過で白くなっていきます。蟻壁長押の上の柱を削り凹まし壁を塗り隠し(下写真黄色矢印右側)部屋を高く広く見せています。この柱が隠れた部分は柱は。当然建築構造的には弱くなります。

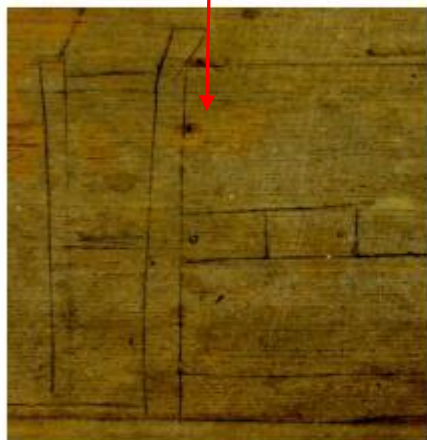
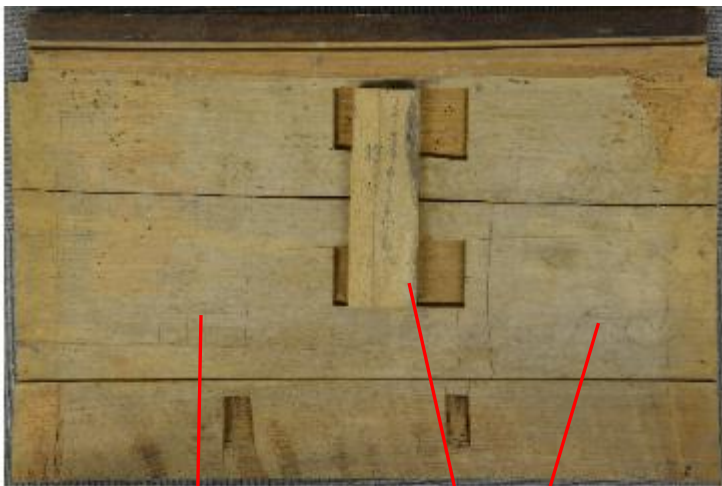
座敷部の柱は、部屋の広さ、上の梁などの太さに比べれば細く、そして居室部より高いです。これも、部屋を広く見せ、外が見通せる工夫、強さより美を優先しています。座敷の南側と東側に壁がありません。現在では建築許可が出ない構造です。耐震対策は必要で、見えないように構造強化を座敷部は色々行なっています。例えば天井裏にはブレス、壁の裏に構造補強壁を設置しています。居室部はこのような無理がないのでこのような構造補強は行っていません。

#### ◆ 床の間にあった墨書 大工の名

次の間の床天井板、格子窓の上框に和食の大工が書いた墨書「□□・□文 化七年午極月三日出来 土州安喜郡和喰西分住人 大工 田村亀策」がありました。これ以外に上の間のトコ板の裏面に三人の大工名、タナ板裏面にタナの姿図、渦巻模様の絵が確認(次頁参照)されました。タナの姿図は現状の座敷タナの姿にほぼ合致しますので座敷部の設計図でしょう。渦巻模様は他の建物を含め同じ模様で施された箇所がありません。座敷の何処かに作り込もうとしたが、家格レベルでできないので諦めたのかも知れません。

大工の名前は墨が薄くなって判読出来ない部分があります。文建協殿の資料から引用すると次頁左下枠のようになります。名前の箇所は推測であることを示す(カ)が付けられ、判読不可は○となつています。





大工  
 山北  
 (カ)重介  
 (カ)富家  
 (カ)直七(カ)  
 ○○  
 (カ)○兵衛

最上：タナ板 上：歌墨書  
 左上：床の間棚の絵(前頁写真参照) 左中央：渦巻絵

この大工名の不明箇所を他の文書などを参考に次のように推理します。

● 推理 その一 重介は専介

重介でなく専介とすると、文化七年以前の文書に大工 専介の名は出て来ます。

● 推理 その二 直七は初代寛兵衛のお抱え大工

富家でなく赤岡の大工として直七は初代寛兵衛と仕事の契約(預手形)を取り交わしています。

● 推理 その三 ○兵衛は林兵衛

林兵衛は居室六畳の墨書にその名があります。

現在の工事では安定した二階建ての屋根付き足場、そしてクレーンがあり建方(柱梁などの組立)を行いました。創建当時どのような足場を組んで行ったかは私には知識はありませんが、少なくとも多人数の大工仕事と思います。右の名前は推測ですが、和喰の大工以外に山北近辺の大工も関わっていたとの推測は正しいと思います。多くの人がいたからタナ裏面の掴み蟻に歌を書いたり、梁の連結部に百足を書く余技を持った人がいたのでしよう。



◆ 漆塗・竹節欄間

座敷の障子枠、床框は漆で塗られています。この工事は座敷部創建の文化七年ではなく、二十年近く過ぎた文政十一年に行なわれたことが、書院障子の墨書及び文書に残されています。これも家格の違いで行われなかったのでしょうか。文政十一年の工事記録などを見ると、床框及び障子十枚に漆が施されています。文化七年から二十年の間白木の枠の障子だったのでしょうか。文政十一年に本格的に塗り直したかは不明ですが、今回の修理復原工事では文政十一年の状態としています。

居室部は文化五年に移築された部屋作りで復原しました。古材の痕跡から文化五年の居室部にも床の間があったことが判明しています。今回それを復原しています。居室部建立当時、家格レベルの規制で従えば座敷部と同等な漆塗りはできないこととなります。居室部の床框はスキ(スカシ)漆で塗られています。なお、文政十一年の漆塗りは山北から山を越えた佐古の職人が行っています。

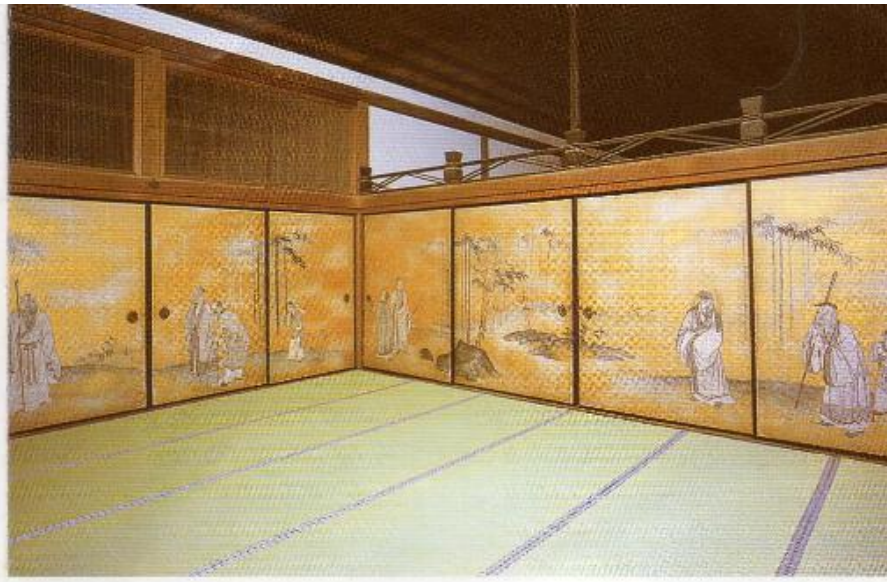
座敷部の大きな特徴は竹節欄間と思います。これまで自分が見た竹節欄間の多くは、例えば高知城、二条城などは廊下の一部に取り付けられていました。琴平の書院の七賢之間(下写真 パンフレットからコピー)は部屋いっぱい大きさでした。横幅は違いますが、似ています。

家の竹節欄間は両側の長押に取り付けられているのではなく、上の梁からぶら下げられています(頁2写真中央青↑)。竹が上に伸びて梁にぶつかった感じです。そのため欄間だけ後から作り込むことはできません。文化七年の創建当初から作り込んだのでしょうか。欄間も前述の式台の大きさ、漆塗り以上に家格で規制されないのでしょうか。

座敷部創建の文化七年までの関連者で竹節欄間の情報を得ることができるのは、上士に仕え、外部との接触ができる覺兵衛だけです。廣助も琴平に行っていますが、それは文化九年です。居室部から座敷部全体を覺兵衛がデザインしたと考えます。座敷部を作る腕を持っていたのが、次の間の床の天井板、格子窓の上框に墨書を残した和食の大工「田村亀作」ではないでしょうか。床タナの絵を描いたと思われる専介がリーダーで床の間、竹節欄間を「田村亀作」の指導により作ったと推理します。

番屋は当時のお抱え大工の重八がリーダーで文政十三年に建立されています。馬屋は「腹掛け、猿駒曳の絵馬掛け\*、手綱掛け(下写真)」など規定形式(彦根城、松山の豊島家の馬屋と同じ)に即して作られています。廣助は「文化八未□御乗初相勤首尾能 相濟白馬青毛御國馬」とあり、文化八年には馬を飼っていましたので、規定に則り馬屋を作っていたのでしょうか。その作りにも和食の大工 田村は参画したのではないのでしょうか。それに従い文政十三年に番屋の馬屋を重八が建てたと思います。田村亀作は家格による家作規定も心得ていたのでしょうか。家作規定の文書があるかも知れませんが、特定の大工の伝承で、山北近辺に伝承していた大工がいなく、和食の大工 田村亀作を呼んだのではないのでしょうか。そのようなこともなければ、山を越えた和食の大工を呼ぶこともないように思います。これから復原する釜屋から出てきた墨書に「文政八年□北村 庄蔵」とあります。不明字(□)は手持ちの文書を探しても山北に大工 庄蔵の名はありません。近辺で北の付く地名を香北とすると釜屋建立でも外部の大工を呼んだこととなります。釜屋も何か特殊な技術が必要だったのでしょうか。

\*絵馬 猿駒曳図は猿が馬の守護神であること表しています。日光東照宮の三猿も神厩舎(神に仕える馬屋)であるから飾っていると思います。



## ◆ 座敷部創建の頃 記録帳

表紙に記録帳または記録と書かれた文書が四冊あります。これらの文書に共通しているのは、武芸修行及び学問の修行歴、そして困窮者への救米のことが書かれていることです。メモのように書かれているので再整理しないと紹介できないのですが、今回は「文化七年二月改 記録帳 安岡

廣助正雄・同壽之助正方(廣助長男)」から座敷部建立時期のことが書かれている部分を紹介をします。

座敷部建立した文化七年日付で

午(文化七年)四月十二日堀善右衛門領知之内

野市村二而處務四石四斗買加へ願書

出ス其節平四郎京都江入湯出ル . . . ①左補足参照

文化八未□御乗初相勤首尾能 . . . ②

相濟白馬青毛御國馬

一同文化八未二月川為左右丞追い領地

一同四月三日御奉行所相間伊達

殿御廻見御屋敷被仕候首尾能相 . . . ③

濟其節門外江出向候御□

仕候ニ□御仕置野本□助殿 . . . 略

申三月三日御見分仕候首尾能相濟 . . . ④

文政二卯十月廿日

大守様御国内御吟覧ニ付本

家安岡平四郎棟ニ御止宿被仰

付首尾能相濟 . . . 略 . . .

岡村所左衛門四□(※坊カ)馬場八藏随勤

御随勤御家老福岡孫十郎様 . . . ⑤

御宿安岡廣助仕候上下拾八人 . . . ⑥

門外出向行招中度廣助御見得へ

仕候上御老人御□□御半不□行

□ねり味噌□□弁當仕□ . . . ⑦

### ・補足

①午四月十二日・其節平四郎京都江入湯出ル

平四郎は廣助の実兄 翌年三月に廣助も湯治と

称し関所札を入手し、数十日の旅行をし

琴平・大坂・奈良・伊勢・京都へ旅行に行っています。

➡ [安岡家住宅](#) ↓ [文書](#) ↓ [旅日記](#) ↓ [廣助旅日記](#) 参照

②文化八未□御乗初相勤首尾能

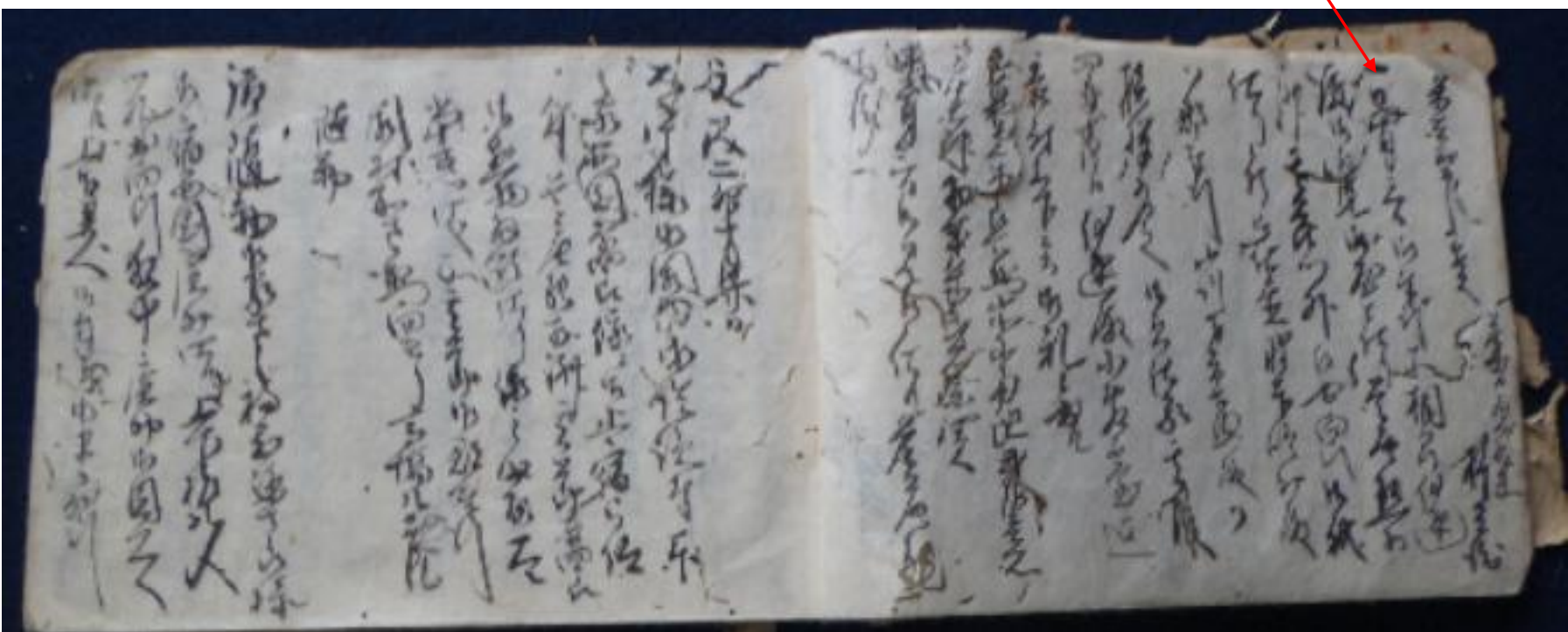
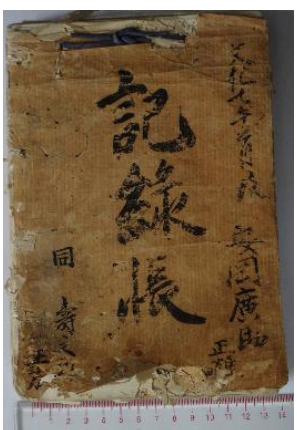
正月の郷土城下を乗馬で駆け抜ける 関連前述

③同(文化八年未)四月三日御奉行所相間伊達

座敷部竣工で奉行が見分のためか来る。

④申三月三日御見分仕候首尾能相濟

家の見分が一年掛けて終る。



⑤御随勤御家老福岡孫十郎様 宿泊した家老福岡

孫十郎は土佐神社の灯籠の「福岡■十郎藤原孝則」か。

⑥御宿安岡廣助仕候上下拾八人門外出向行招中

本家の宝暦七年の家族構成を宗門改めを見ると使用人を含め十三人です。

廣助の場合、出迎えは上下で十八人。その内上(身内)は廣助、養母、妻、息子四人、娘一人の八人。

使用人十人と宝暦の頃の本家を越えています。

それが幕末の覺馬(四代目 文久二年に家を継ぐ)の頃は上下で八人(大部分が女子)となります。

⑦□ねり味噌□□弁當仕□ 何故か昼の弁当を記載。

\*藩政時代の家老福岡以降の立寄りの記録は弘化四年の南屋敷の眞喜(まき)姫、内膳まで見当たりません。明治に入り春田(曾祖父兄)などの文人の集いで座敷部

が使われています(下写真)。その後は大きなお祝いで使用したようですが、祖父の日記を見ると日常的には使用されていません。正月も居室部で行ったようで、特別のことがない限り座敷部は使用しなかったようです。日記に次の記載があります。

昭和十二年三月三十一日 子供等ノ進級祝・高女入學祝ノ為壽司デ表デ食事ヲ共ニス

・座敷部取壊しの危機もありました。

昭和三十二年三月二十七日・金拾五万円表座敷取りこぼちや 西の庫ふきかへや井戸ポンプ据付け入費

#### ◆ 廣助が引き継いだ財産

文化五年に居室部、文化七年に座敷部と続けて建築しています。その後も道具蔵(移築)、座敷部改装、本門・番屋・釜屋の建築などと廣助は行なっています。そのようなお金が何故あったのでしょうか。

廣助は文化三年に養子に來ます。その翌年文化四年に養父覺兵衛は死去します。その前に引き継いだ財産が記録帳に次のように記載されています。

安岡平八弟乃覺兵衛同居人覺兵衛

男子無ニテ娘式人平八次男廣助覺兵衛

養子致ス老人惣領娘平四郎様書遺ス

次娘者偶致覺兵衛卯四月十三日卒ス

右広助在文化三寅暮方受取其節

有**錢百貫位高務百石位**卯之年

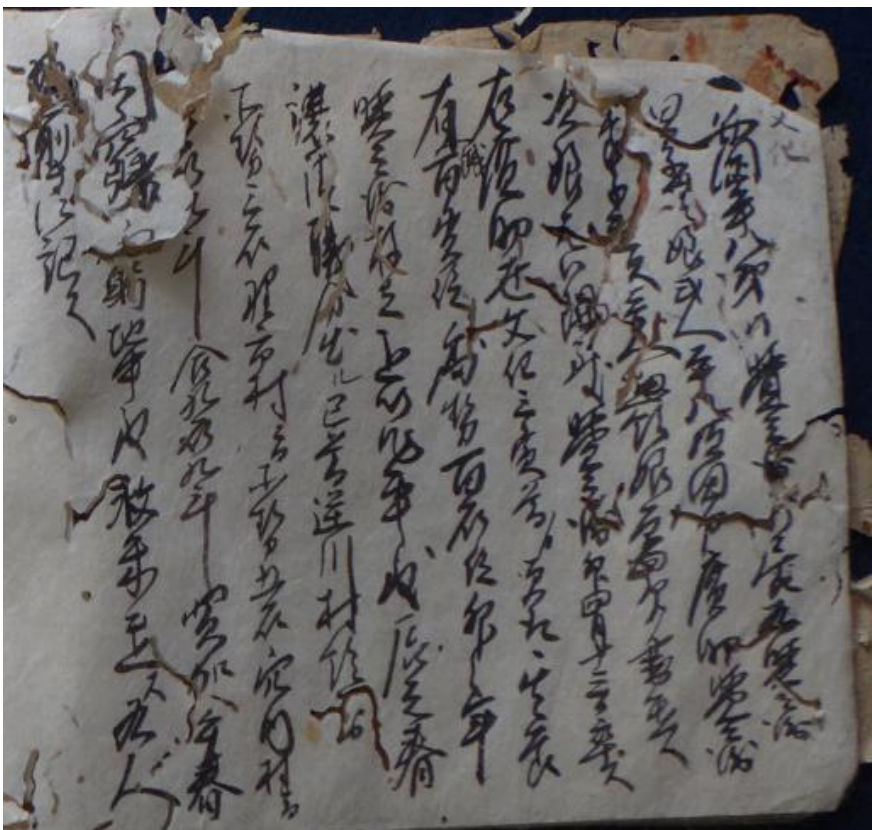
覺兵衛取立を以作年致辰之春

讓御職分出ル巳暮逆川村領知

所務三石野市村ニ而所務五石穴内村ニ而

老石九斗合九石九斗買加午春

困窮地中致救米遣ス九人



何故か養父覺兵衛の死去の文化四年以前の文化三年の暮に廣助は財産を引き継い(受取)でいます。その財産は、銭が百貫(金換算すると二十五両)、石高が百石であったが、初代覺兵衛の取立により逆川村三石、野市村五石、穴内村壹石九斗合わせて九石九斗と増加しています。これらはお下の初代覺兵衛が正式の郷士\*とならず、土地を集積しています。初代覺兵衛の土地集積量が大きいことが町史に述べられていました。

#### 嘉助(覺兵衛)へ土地集積記録から

明和年代から安岡家の活動が町史の「安岡一族の土地集積状況」の項に集計が掲載されています。そこに「お上・お下が分家時点より有徳百姓として土地集積を行った状況がよくわかる。特にお下の状況は活発で、この状況は更に養子広助正雄の代になっていよいよ旺盛となり、・・・」。とあり、さらに町史に安岡平八、安岡喜六関連して山北村に知行地(上士所有土地)に貸し付けていた米・金銭の返済に関連して返却を求めていた。「金穀融通とそれに伴う土地作配で、この両面が強く作用して安岡本家、お上・お下各分家とも地主として成長し、また郷士職を買得して身分的地位を得、郷士兼地主として渾沌の幕情のなかで確固たる経済基盤を築いてゆくのである。」とあります。

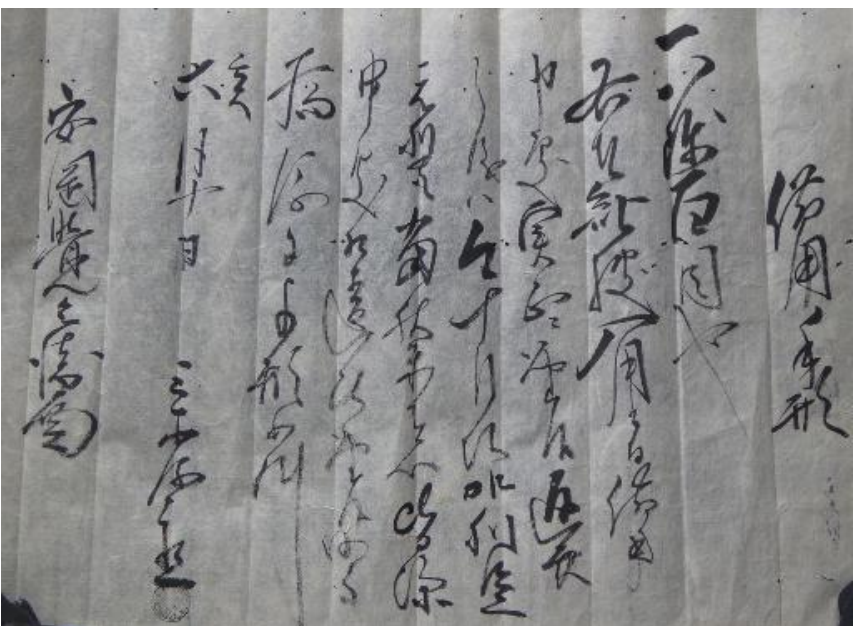
#### ◆ 領知と収入増 生産性向上

郷士の所有の土地を領知と呼びます。この土地から収益をあげます。この土地に関することを冊子「土佐の郷士高知市立民権記念館発行」から引用します。

『新田の藩直轄地は蔵入地、上士のは新田知行または役地、白札は地面、郷士は領知と呼びます。領知の収穫は藩公認の貢租額、加治子(小作料)、作徳耕作者の取分)で構成されます。領知の貢租徴収権は郷士にあります。貢租額は変わりませんが、郷士が生産力を上げれば自分の収入が増えることとなります。』このような生産性向上策を行なったことが書かれた文書などはありませんが、家の建物を見るといくつか、生産性向上の跡があります。一つは雪隠です。この雪隠は肥溜めで肥料を作っており、近年まで汚水をため込んでいました。人数が多く乗馬用の馬も居ましたので、多量な肥を作り小作人などに渡していたように思います。もう一つが牛馬の貸し出しです。米蔵の北側に納屋には馬小屋、牛小屋がありますので耕耘に貸し出した可能性はあります。

#### ◆ 土地の管理帳

安岡家の土地についての帳簿が根居帳で、土地の収支「どの土地を誰にいくらで貸しいつに支払があった」が記載されています。土地とは別に「錢貸座」などの項には金銭の貸し返却も書かれています。土地の所有者による用語の使い分けだけでなく、土地を指し示す用語が色々あります。例えば余田とは耕作放置の土地を再度耕作地に戻した田のことです。扣地というのは預かった土地のようです。三木と書かれた土地もあります。安岡覺兵衛からの借金した三木弥之丞に關係しているようで、亥六月十日に手形 一八錢百口也(下写真)安岡覺兵衛時代の「亥」です。それから享和三年以前のことです。嘉永七年に三木と書かれた土地(次頁)があり、安岡が三木から預かっている土地を久助が借り受け耕作しています。享和三年以前から嘉永七年まで管理帳に五十年間書き留められていたこととなります。三木弥之丞がどのような人が不明ですが、土地を担保に借金し年季明けまで



の返済記録と推測します。単年の土地管理帳だけでなく、複数年に渡る借金返済管理帳でもあったのです。借りる側も五十年の借金、貸す方も覚兵衛↓廣助↓源右衛門↓恒之進と四代の管理、貸す方のネバリこれが金を残す秘訣か。このような金融(金貸し)で土地を増やしていたのです。

### ◆貨幣社会 救米

金貸しで土地を受取るだけでなく善行も行っています。

記録帳に天保の飢饉の頃か、次の救米の記載があります。

同(天保八)年四月四日方山北村

極難之者共へ安相場を以賣

渡申候扣其節麦米共

高値二付地下人共難義仕其節

之相場吉壹石付百九拾匁方

貳百匁之仕得共救米同前以

百三拾匁之相場ニ賣渡申候モ扣

僅三舁以下ニ而候

四月四日

一吉三升老手形ヲ以 有岡 大吉

代三匁九分受取

五月二日

同 三舁 熊之丞

代三匁九分

同 三舁 藤次

代三匁九分受取

同 三舁

四月廿九日 小島 専助

同三升 代三匁九分受取

これが七月中旬まで続き

総計 九石七斗八升

述べ人数 三百十人

\*三升でなく四升購入の人もいます。

飢饉の時、農民は粟稗を食へ暮らしていたと、悪代官物語では描かれていますが、米を購入しています。その代

金は庄屋や、老現在の助役)から借金もありますが、自分の金で払っています。山北村社会も貨幣経済であったので

す。

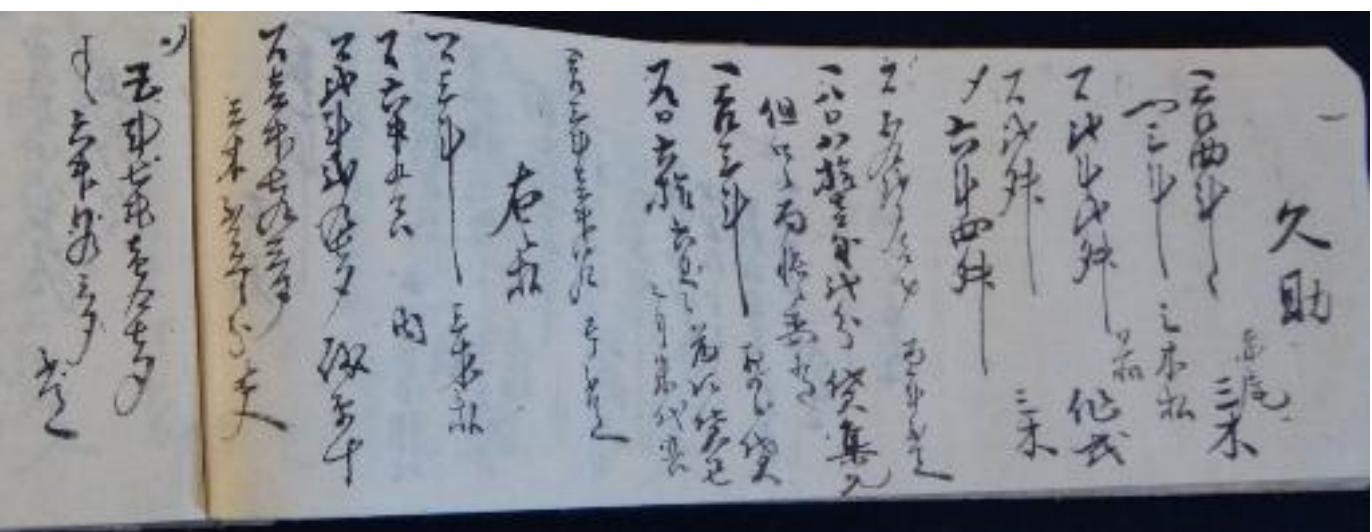
難義していた人に「地下人」を挙げていますが、地下の言葉、郷士を譲った人を地下浪人と呼ぶことしか知りま

せんでしたが、ここではそれとは違うと思います。

この救米は三升を基本とし、百三十匁(石)Ⅱ1. 3匁/升で売り渡しと記載しています。何故か四升購入した人

がいます。この人から庄屋手形で「代五匁貳分」を受取っています。率に直すと1. 3匁/升になります。この

頃の人は割合計算ができていたようです。





## ◆文化七年の石高と米蔵 貨幣社会

廣助が文化三年に受け継いだ財産は「**錢百貫位高務百石位**」でした。文化七年の石高「惣高合百拾八石八斗三勺」となっていますので、三年間で拾八石(拾八反 一反99.1736平方メートル)増えています。地域も山北村だけでなく周辺の村も含め山南、穴内村、佐川村、野市村、奥西川、富家村、兔田村、新宮村、安喜村

領知と書かれたものもありますから、郷士からも買い取っています。廣助はその後、和食村などまで広げてますが、家の財政基盤は初代の覺兵衛の時に既に出来ていたように思われます。

覺兵衛が現在の場所(文助の記載に従えば四坊池之上)に住居を構えた頃の明和八年に米蔵は建立されています。この米蔵にどの程度の米が収容できるか計算してみました。

計算の前提は次の通りです。

蔵の収容部の大きさ 縦二間 横 三間半

高 一間(これを越える積み下ろし困難とした)

俵(立方体として)

縦三十二センチ 横三十二センチ 長さ八十二センチ

すると俵は約四百八十個収容でき、俵一個に四斗収容できますので、

**米蔵に約百九十四石 収容。**

文化七年の石高(百拾八石八斗三勺) 約三百俵は全部米蔵に収容可能です。

明治に西門が出来る前、本門から米俵の出入りは考え難く、番屋の脇では道幅が狭く米蔵の出し入れは不便だったと思います。番屋が建立された文政十三年は貨幣経済の社会です。所有の米は赤岡などで売り払い金銭に換え、貢租は納所に直接納め、最小限の米のみ米蔵に入れていたのでしょう。

明治になり地券発行に伴う農地解放で所有の土地は少なくなり、和食の土地も売り渡し、石高は減りましたが、地租改正で国・県への納付は米から金銭となり、値動きを見た売りなどで米を蔵に収めていたでしょう。これは昭和中期まで続きます。養蚕関連などもあり、西門を作り荷車を通れるように改造しました。

以上